

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン
【高等学校版】に関するQ & A (令和3年5月14日時点) R3.5.24 一部追記

※下線部が前回示したQ & Aから改訂した内容です。

■臨時休業の実施等について

Q 1 校内の生徒や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査、抗原検査等を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

○ 校内の生徒や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認してください。病院への受診状況についても可能な限り把握し、PCR検査、抗原検査等の検査を受けることが判明した場合は、速やかに教育委員会に報告してください。

報告先は以下のとおりです。

- ・生徒の場合 保健体育課健康づくり推進室 (0852-22-5425)
- ・教職員の場合 学校企画課企画人事スタッフ (0852-22-5411)

Q 2 生徒や教職員本人の感染が判明した場合、その生徒や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

○ 校内の生徒や教職員本人の感染が判明した場合は、当該学校は、その生徒や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、県教委に連絡してください。活動の実態がある場合は、県教委において当該学校内における感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業をするか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定します。

○ 臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行います。

○ 感染者に校内での活動の実態がない場合又は健康福祉部等と協議の上、臨時休業を実施しないことを決定した場合は、該当の生徒の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として学校の教育活動を継続させます。その際は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行ってください。

Q 3 生徒や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

- 生徒や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であった場合、臨時休業実施の有無の決定がその日の深夜となることも想定されます。そのような状況にも備えて、生徒や教職員がPCR検査等を受けることが判明した段階で、感染判明後に臨時休業を実施する場合と、臨時休業を実施せず学校を継続する場合の両方を想定して準備しておくことが必要です。
- 臨時休業を実施する場合、感染拡大を防止するために、臨時休業実施の決定が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とします。その際には、ホームページへの掲載や電子メールなど、あらかじめ生徒や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えてください。
- 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた生徒には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導してください。
- こうした事態に備えるためにも、日頃から生徒や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めています。

Q 4 校内に感染者はいないが、校内の生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、校内に感染者がいない状況で校内の生徒や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の生徒の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。この場合、保健所や学校薬剤師等の指導により、必要に応じて消毒を行います。症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要です。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q5 近隣の県立学校や地域の小中学校の生徒や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、近隣の県立学校や地域の小中学校の生徒や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q6 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。

- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。
このため、通常のコleaning活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。これらは、通常のコleaning活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いて、生徒が行っても差し支えないと考えます。
上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要ですが、実施する場合は、業務アシスタントや保健室サポートスタッフ等の活用も検討ください。
- 床は、通常のコleaning活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- 生徒がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。なお、生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコleaning活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- 器具・用具や清掃道具など共用するものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。
- 消毒の方法等について、物の表面の消毒には「消毒用エタノール」、「家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)」「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水」を使用します。それぞれ、経済産業省や厚生労働省が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等に相談・連携することも重要です。
- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康被害のおそれがあることから推奨されていません（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業

省・消費者庁特設ページ)より引用)

Q7 校内の生徒や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

- 校内の生徒や教職員の感染が判明し、校内の消毒が必要となった場合、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が特定された場所や物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒します。
- また、学校薬剤師と連絡を取り、消毒の仕方等について指導を受け、教職員で消毒作業をします。この場合、学校薬剤師の現地指導の可否を確認し、可能であれば消毒作業時に来校を依頼します。保健体育課は技術的な指導・助言を行うほか、必要に応じて、保健体育課等の指導主事を派遣します。
なお、平素から保健所や学校薬剤師と連携を取って、感染者が発生した場合や通常時の対応について指導を受けるよう努めてください。
- 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されていますので参考にしてください。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液 **又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の次亜塩素酸水消毒液** を浸した使い捨ての布巾やペーパータオルなどで拭き取り消毒します。
- 物の表面についた新型コロナウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所は、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をします。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液 **又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の遊離塩素酸水消毒液** を使用して消毒します。
- 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用してください。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされています。
- 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになりますが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡してください。また、平時より消毒資材の在庫について把握し、不足する場合に

は、適宜補充するよう努めてください。

Q 8 冬季は空気が乾燥し、ウイルスが飛散しやすいといわれていますが、加湿は必要ですか。

- 空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、マスクを着用している場面が多いことから、無理のない範囲で取り組んでください。
- 適切な加湿の方法については、例えば、ぬらした布類の室内干しや霧吹きを用いることなどが考えられます。

■寄宿舎における対応について

Q9 高等学校の寄宿舎で生徒が体調の不良を訴えた場合、保護者に引き渡してよいか。

- 生徒が体調の不良を訴えた場合は、静養室などで静養させるとともに、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は下記参照）に相談し、その指示にしたがってください。
- しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の生徒が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告してください。
- PCR検査を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の療養期間の対応について、保護者への引き渡しが可能の場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促してください。
- 保護者に引き渡すこととなった場合に、保護者への引き渡しは完了するまでは、できるだけ他の生徒や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応をしてください。

(参考) しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（各保健所の相談番号）

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、 邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	08512-2-9900

※相談内容により、必要に応じて「帰国者・接触者相談センター」につながれます。

Q10 高等学校の寄宿舎で、体調の不良を訴える生徒を寄宿舎内で静養させてもよいのか。

- 寄宿舎の静養室などで、他の生徒との接触を避ける形で静養させる必要があります。
- その後、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等はQ9参照）に相談し、その指示にしたがってください。
- 寄宿舎の静養室などで静養している間は、他の生徒との接触を避ける形で静養させるとともに、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、休養中はもとより、食事やトイレは他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の生徒との接触の機会をなくし、感染の可能性をできる限り低くする配慮をしてください。
- 症状が治まったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまでは静養室などを確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加させないようにしてください。
- 体調不良者が複数名発生し、静養室などの個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努めさせてください。また、1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導してください。

Q11 PCR検査の結果、高等学校の寄宿舎に在寮中の生徒の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

- 感染が判明した場合、該当生徒のそれまでの行動や他の生徒との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることになります。
- 寄宿舎内での生活は、いわゆる三つの密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、生徒・教職員を含めて人数が多くなることが考えられます。

Q12 高等学校の寄宿舎の生徒が濃厚接触者に特定された場合、14 日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査を受け、感染の状況を確認します。検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院となります。陰性の判定が出た場合は、基本的に14日間寄宿舎内での待機となります。
- 陰性の判定が出て、症状も出ていない場合、保護者の自家用車においてのみ、自宅へ帰省することができますが、その際には必ず保健所へ連絡した上で、保健所の指示に従って移動してください。
- 寄宿舎内での待機期間中は、一時的に部屋割りを変更するなどして、濃厚接触者を一人部屋としたり、複数部屋であっても濃厚接触者とそれ以外の生徒の部屋を分けることとします。ただし、それが困難な場合は、教育委員会や地元市町村とも相談の上、別の施設を用意するなどの対応をしてください。
- 寄宿舎内での待機期間中は、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、食事は他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の生徒と接触の機会をできるだけなくすよう配慮してください。

Q13 高等学校の寄宿舎の生徒が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

- PCR検査の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要があります。なお、消毒に当たっては、Q7で示した手順と同様に行います。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用してください。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされています。

Q14 濃厚接触者に特定された生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの生徒の監督をしなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された生徒は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うこととなりますので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導されます。
- 生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うこととなりますが、体調に大きな変化がなく、生徒自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものと考えます。
- 生徒が寄宿舎内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努めてください。
- なお、炊事員や舎監の勤務が必要になりますが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応してください。

Q15 学校が臨時休業になった場合、寄宿舍は閉じることになるのか。

- 学校が臨時休業になった場合においても、寄宿舍生が濃厚接触者に特定される可能性があることから、基本的には寄宿舍を閉じず、寄宿舍の機能を維持する必要があります。
- その場合に、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舍生とそれ以外の寄宿舍生との接触の機会をなくすよう配慮してください。
- 例えば、感染者が寄宿舍生以外の生徒の場合、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舍生については、静養室などの個室に移動させるか、一時的に部屋割りを変更するなどして、当該生徒を一人部屋とするか、複数部屋であっても当該生徒とそれ以外の生徒の部屋を分けるなどの対応が考えられます。
- また、感染者が寄宿舍生である場合、その生徒が医療機関に入院するまでの間は静養室などの個室で静養させるとともに、感染者と同じ部屋の生徒についても、それ以外の生徒との接触の機会をなくすような対応が必要となります。
- 寄宿舍生が濃厚接触者に特定された場合は、Q12 で示した対応をとってください。

Q16 県外から入寮している寄宿舎の生徒が、長期休業などの際に帰省を希望した場合、帰省を認めてもよいか。

- 現在中山間地域の高等学校を中心に、県外からの生徒を多く受け入れています。このため、新型コロナウイルス感染症については、島根県内の感染者の状況だけでなく、感染が特に拡大している地域の全国的な状況の確認など、全国的規模で感染者の状況を注視しておく必要があります。
- こうした状況で、県外から入学している寄宿舎生が長期休業中などに帰省を希望した場合は、帰省先の感染拡大状況を確認した上で、場合によっては感染のリスクを考慮して帰省を自粛するなど、必要に応じて生徒や保護者に慎重な検討を求めてください。
- 国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域への帰省にあたっては、生徒や保護者に特に慎重な検討を求めて下さい。
- 帰省することになった場合は、可能な限り保護者等の自家用車での移動の検討を求め、公共交通機関を利用する場合は特に、移動中の感染防止対策を万全にすることを徹底するよう求める必要があります。また、帰省後の自宅での生活においては、次のことを徹底するなど、感染防止のための対策を求めてください。
 - ・毎朝の検温、体温の記録をとることを徹底し、風邪症状の確認を行うこと
 - ・マスクの着用や手洗い（特に食事の前）を徹底すること
 - ・十分な栄養摂取と睡眠の確保など健康管理を行うこと
 - ・帰省中に不要不急の外出や、同居する家族等以外の人との会食など感染の可能性が高い接触の機会を避けること

Q17 県外から入寮している寄宿舍の生徒が、帰省先の自宅等から寄宿舍に帰寮する場合、寄宿舍以外の施設で健康観察することが必要か。

- 県内県外を問わず、寄宿舍生が帰省先の自宅等から寄宿舍に帰寮する際には、事前に生徒本人の健康状況や休業中の生活の状況などを電話等で確認し、帰寮に問題がないかを確認してください。
- 帰省先の自宅等で体調の不良を訴えた場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センター等（県内の場合は、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等はQ9参照））に相談をし、その指示にしたがってください。症状が治まった日から最低3日間※は自宅等に留まるよう指導してください。

※新型コロナウイルス感染症における退院基準を参考としたもの
- 帰寮にあたっては、帰寮後に、一定期間（14日間程度）の特別健康状況確認期間（※）を設けることで、特に健康管理を徹底させてください。

※「特別健康状況確認期間」

- 毎朝の検温、体温の記録、風邪症状の確認などを生徒だけに任せるのではなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行う期間とする。
- 寄宿舍に入り、感染症対策を確実にしながら他の寄宿舍生と同様の生活をさせ、通常どおり登校させるが、次のいずれかに該当する場合は、寄宿舍以外の宿泊施設に生活の場を移して健康状況の確認を行う。
 - ① 緊急事態宣言の対象となっている地域をはじめ、国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域からの帰寮であり、保護者や本人から、他の寄宿舍生から離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合
 - ② 体調不良の兆候が見られ、Q9やQ10で示したような対応をとる際に、静養室等の個室が確保できない場合など、寄宿舍以外の宿泊施設での健康状況の確認が必要であると学校長が認める場合

- 健康状況の確認を寄宿舍以外の宿泊施設で行う場合、必要となる宿泊経費は県の負担とします。なお、食費は個人負担とします。宿泊施設の設定にあたっては、必要に応じて学校の所在する市町村と相談してください。

■学校行事等における対応について

Q18 新型コロナウイルス感染症に対応して、学園祭等の学校行事を実施する際の基本的な考え方はどうであるか。

- 学校行事は、生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、その中でも学園祭の意義は特に3年生にとって大きいものと考えます。

文部科学省「教育活動の実施等に関する Q&A」で、生徒が密集して長時間活動する学校行事（運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など）は、感染の可能性が高い学習活動としつつも、感染拡大が継続していない地域では、感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じた上で実施できるとしています。

例えば文化的行事では、工夫例として次のことを挙げています。

- ・「小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする」
- ・「学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す」

つまり、学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭などは、開催する時期、場所や時間だけでなく、準備期間での練習や開催方法などにおいて、十分な感染症対策を講じるために、様々な工夫や配慮をする必要があります。

生徒が密集して長時間活動する学習活動であるため、身体的距離の確保や、会場等の設定などには特に配慮が必要です。

※「身体的距離の確保」について

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020.8.6 Ver.3）によると、

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。

なお、座席配置の一例を挙げながら、「これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。」とされています。

Q19 学園祭等の準備を行う場所について考慮すべきことは何か。

- 熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいと言えます。教室、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）、手洗いを徹底することとします。また、長時間の利用を避け、身体的距離を確保できる少人数による利用としてください。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような活動や大声を出すような活動等は絶対に避けるようにします。

Q20 学園祭等において、合唱コンクールの実施は可能か。

- Q18 の基本的な考えを踏まえ、合唱コンクールについては、学園祭で行う意義を再確認するとともに、他の学習活動でそのねらいが達成できないか、また、実施する上ではステージのスペースが十分に確保できるか、ステージと観客との距離を十分に保つことができるかなども検討した上で実施の判断をしてください。
- 合唱活動は、感染のリスクが発生するものであるため、参加者の安全と感染拡大防止を最優先として、活動について慎重な判断をすることとし、あわせて参加者の意思を尊重し活動への参加を強制しないこと、家族等の理解や同意を得ることなどにも留意してください。
- 合唱をする際には、マスクを原則着用すること、合唱している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空け、立っている生徒と座っている生徒が混在しないようにすること、連続した練習時間はできる限り短くすること、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと、近距離での大声を徹底的に避けることとしてください。

*参考 「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（第2版2020年11月26日）」

Q21 学園祭等において、吹奏楽、演劇、ダンスなどの部活動発表や生徒会企画、教室を使うクラス対抗の催し物、展示、文化部や委員会の展示や有志のバンド発表などを行うことは可能か。

- Q18 の基本的な考えを踏まえ、部活動発表や生徒会企画などについては、事前に撮影した映像を流すなどの開催方法の工夫や感染症対策などについて十分に検討した上で実施の判断をしてください。

感染症対策を講じる際には、Q20 で示した「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（全日本合唱連盟）の他に、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（クラシック音楽公演運営推進協議会）、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（全国公立文化施設協会）等、業界団体が公表しているガイドラインも参考となります。

文化部やクラスの研究発表の展示などで教室を使う場合は、3密を避けるために入場者の制限を行ったり、入場時に手指消毒をお願いしたりするなどの感染症対策を講じることで、実施は十分に可能だと考えます。

一方、教室を使う催し物で、次のようなものは避けるべきと考えます。

- ・おばけ屋敷など暗幕をしたり密閉したりして行うような企画
- ・奇声や大声をあげがちなゲーム的要素が強い企画
- ・喫茶店など会話等が弾みやすく衛生管理も伴う飲食スペースを提供する企画

なお、有志のバンド発表などは、密閉した狭い空間で行うことが多く、また観客となる生徒等が奇声や大声をあげがちになることや、ステージと観客の距離が保ちにくくなる状況もあることなどから、万全な感染症対策を講じるとしても、実施にあたってはその意義を十分に検討すべきと考えます。

Q22 学園祭で模擬店を出店する際、どういうことに留意したらよいか。

- 学園祭で食品を扱う模擬店を出店する場合には、衛生管理に加え今年度は新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、出店する必要があります。
- 現状においては、感染拡大防止の観点から、その場で調理をしながら飲食物を販売することはしないこととし、個包装したものを販売する等の企画を検討してください。また、実施にあたっては、出店者側、利用者側ともに手洗い、マスクの着用、換気、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策に加え、「飛沫感染」「接触感染」を防止するため以下の対策に留意することが必要です。

● 「飛沫感染」防止の例

- ・ 密集、密接とならないよう店舗間の距離を十分に確保する。また、販売スペースを十分に確保し、生徒間の距離を確保する。
- ・ 身体的距離を確保し、混み合う場合は入場人数を制限するなど来場者同士の接触を避ける。また、会計を待つ際に間隔をとるための印をつける。
- ・ 会計処理をする場所にパーテーションなど仕切りを設ける。
- ・ 飲食スペースを設置する場合は、向かい合わせにならないように席を工夫したり、パーテーションを設置したりすること。

● 「接触感染」防止の例

- ・ こまめな手洗い、清掃を徹底する。また、屋内で行う場合は、換気を徹底する。
- ・ お金のやりとりは、トレーを用いる。
- ・ 店舗や飲食スペースなどの入り口に手指用消毒液を設置したり、机やいすなどをこまめに拭き取り消毒を行う。
- ・ 買った食品を複数でシェアしながら飲食しない、また、箸やスプーン、ストローなどを使いまわししない。
- ・ 飲み残し、食べ残しについては1か所で集め、蓋をするなどしてまわりに飛ばないようにする。また、使用済みのトレーやスプーン、箸などはビニール袋等に密閉して処理する。

なお、食品を扱う模擬店を出店する際には保健所へ「臨時営業届」を提出します。その際、衛生管理や新型コロナウイルス感染症対策について保健所と十分協議の上、実施する必要があります。

Q23 体育祭等の実施について、どういうことに留意したらよいか。

- 体育祭等の実施にあたっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期するなど、実施時期についても検討する必要があります。
- 特に、生徒が密集する運動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- なお、開会式や閉会式での生徒の整列、生徒による応援、保護者等の参観、生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

Q24 学園祭等において、来場者を制限する必要があるか。

- 感染拡大防止の観点から、一般の来場は認めないことが望ましいと考えます。ただし、各校の実態に応じ、感染症対策を講じた上で保護者の来場を検討することが考えられます。その際は、次に示す人数制限を行い、「Q25. 来場者に対する感染症対策について」により感染症対策の徹底を図ってください。

〈人数制限の考え方〉

- ・ 収容定員が定まっている屋内の公共施設等を利用する際は、収容定員の50%以内で全体の入場者数を制限すること。
- ・ 学校の体育館等、収容定員が定まっていない屋内の施設を利用する際は、身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。
- ・ 屋外については、テント等の観覧エリアを指定し、そこにおいて身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。

Q25 学園祭等において、来場者に対する感染症対策で留意すべきことは何か。

○ 以下の事項に留意してください。

- ・ 入場前に、検温や健康チェックを行うこと。
- ・ 来場者名簿を作成し、氏名・連絡先を把握すること。名簿は個人情報の取扱いに十分注意しながら、2か月間保管すること。
- ・ 以下の「来場者が遵守すべき事項」については、事前に来場者へ周知すること。また、当日は適宜、放送等を用いて来場者へ呼びかけるなど、感染症対策の徹底を図ること。

<来場者が遵守すべき事項>

- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合は入場を自粛すること。
- ・ 屋内、屋外を問わず、身体的距離の確保に努めること。
- ・ マスクを持参すること。着用に際しては熱中症予防を考慮すること。
- ・ 入退場の際は手指消毒を行うこと。
- ・ 大きな声での会話や声援は行わないこと。
- ・ 来場後 14 日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校関係者へ速やかに報告すること。

Q26 商業デパートや収穫祭など、実習製品の販売などを行う販売実習などは、通常通り計画・実施して良いか。

- 販売実習を行う場合にも、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で実施する必要があります。その際にはQ22の考えも踏まえ、手洗い、マスクの着用、換気、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策に加え、「衛生管理」や来場者受付時の健康観察などの徹底、「飛沫感染」「接触感染」の防止の徹底などが重要です。Q25で示すように、生徒や来場者が遵守すべき事項を、次に示す例なども参考にプリントにまとめて配布することで徹底を図ることも必要です。また、来場者を保護者に限定したり、一般来場者を認める場合は、連絡先の提供を求めたりすることを徹底することが必要になると考えます。

● 「飛沫感染」防止の例

- ・ 店舗で活動する生徒のマスクやフェースシールドの着用を徹底する。
- ・ 会計を待つ際に適切な間隔をとるよう、床面に印をつける。
- ・ 商品を陳列する場合は、個包装を徹底する。
- ・ 会計のレジをシートで区切ったり、パーテーションを設けたりする。
- ・ 飲食スペースを設置する場合は、向かい合わせにならないように席配置を工夫したり、パーテーションを設置したりするなど工夫する。

● 「接触感染」防止の例

- ・ 出入り口に消毒液を設置するなど入退場時の手指消毒や会場の清掃を徹底する。
- ・ 密集、密接とならないよう店舗間の距離を十分に確保する。
- ・ レジ処理や包装作業などで生徒が密集、密接しないよう、販売スペースを十分に確保する。また、レジ処理や包装作業の生徒は役割分担を明確にする。
- ・ トレー等を活用した金銭の授受を行う。
- ・ 販売会場への入場制限を行い、来場者同士の接触をできるだけ避ける。必要に応じて、事前に整理券の配布などを行い、来場時間の調整を図る。
- ・ ゴミはできるだけ1か所で集め、蓋をするなどしてまわりに飛ばないようにする。処理する際は、手袋、マスクを着用し、ビニール袋等に密閉する。その際使った手袋やマスクは廃棄し、必ず手を洗う。

* 参考資料 令和2年7月17日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）」

Q27 オープンスクールを実施する際の、県外からの参加者について留意すべき点は何か。

- 遠方からの参加者への配慮から、自校での開催に併せて、オンライン開催も検討してください。
- 国や各都道府県が独自に示す県境をまたいだ移動の自粛、制限等の方針を注視しつつ、自校での開催に当たっては、感染症拡大防止に最大限努めてください。
- 自校での開催の場合、Q25 を参考に、来場者名簿の作成、遵守すべき事項の徹底を図ってください。